

## 保育所の居室面積基準について

国基準	埼玉県	さいたま市
<p>乳児室の面積は、乳児（0歳児）または幼児（1歳児）1人につき1.65㎡以上</p> <p>ほふく室の面積は、乳児（0歳児）または幼児（1歳児）1人につき3.3㎡以上</p>	<p>乳児室・ほふく室の面積は、乳児（0歳児）または幼児（1歳児）1人につき3.3㎡以上</p>	<p>乳児室又はほふく室の面積は、乳児（0歳児）1人につき5㎡以上（市長が必要と認めるときには乳児室又はほふく室の面積は、乳児（0歳児）1人につき3.3㎡以上）、幼児（1歳児）1人につき3.3㎡以上</p>
<p>満2歳以上の幼児の保育室又は遊戯室の面積は幼児1人につき1.98㎡以上</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国基準どおり</p>

### （設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。